

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場
許 認 可 等 名	委託者不明物品の検査
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則
根 拠 条 項	第57条
連 絡 先	(電話 628 - 2759)
審 査 基 準	<p>(委託者不明物品の処置)</p> <p>第57条 委託者不明の物品があるときは、卸売業者は直ちに委託者不明物品検査申請書により市長に届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項に規定する検査を受けた後市長の承認を得てその物品を販売することができる。ただし、市長が適当と認めるときは、別に措置を命ずることができる。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する検査又は前項に規定する承認をしたときは、利害関係人の請求により当該検査に関する証明書を交付する。</p> <p>* 委託者不明物品検査申請書は、別紙様式第35号とする。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 3日(休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設定等年月日